

# 多様な雇用形態等に対応する障害者雇用率制度の在り方に関する研究会 開催要綱

## 1. 趣旨

経済・産業構造の変化を背景として、労働者の就業意識とともに働き方も多様化する傾向にある。働き方の多様化は、障害者にとって、就業場所や就業時間といった面での選択可能性が広がることにより、社会参加の制約要因を克服し、就業機会の拡大をもたらす可能性を有する点で、大きな意義を持つといえる。

近年、短時間労働者や派遣労働者の雇用全体に占める割合が高まっている中で、短時間労働や派遣労働といった雇用形態への対応についても、障害者雇用促進の観点からさらに検討を進めることが必要である。また、週 20 時間未満労働やグループ就労といった雇用・就労形態についても、個々の障害者の特性を踏まえて障害者雇用の促進を図るといった観点から、必要な支援策を講じていくことが求められている。

このため、関係者の参画する研究会を設け、多様な雇用形態等に対応する障害者雇用率制度の在り方に関して検討を行うこととする。

## 2. 研究会の運営

- (1) 研究会は、厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長が、学識経験者、障害者団体関係者、労働者団体関係者及び使用者団体関係者の参集を求め、開催する。
- (2) 研究会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (3) 研究会の庶務は、厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課において行う。

## 3. 参集者

別紙のとおり

## 4. 開催時期

平成 18 年 7 月～

## 5. 検討事項

- (1) 障害者の短時間労働について
- (2) 障害者の派遣労働について
- (3) その他

# 中小企業における障害者の雇用の促進に関する研究会 開催要綱

## 1. 趣旨

近年、障害者の就業に対するニーズの高まり等を受けて、雇用障害者数は増加傾向であり、特に大企業においては、CSR（企業の社会的責任）の高まりや特例子会社制度の活用等を通じて、実雇用率を着実に上昇させているところである。一方、中小企業においては実雇用率が低下傾向にあり、特に100～300人規模の企業の実雇用率は著しく低下している。

このため、中小企業における障害者雇用の促進を図っていくことが必要となっており、企業規模が小さく、経営基盤が脆弱である中小企業の特性を踏まえながら、中小企業に対する雇用支援策の強化を図るとともに、障害者雇用の多寡による経済的負担のアンバランスについて、中小企業においてもその調整を図ることを検討する必要がある。

このため、関係者の参画する研究会を設け、中小企業における障害者の雇用の促進に関して検討を行うこととする。

## 2. 研究会の運営

- (1) 研究会は、厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長が、学識経験者、障害者団体関係者、労働者団体関係者及び使用者団体関係者の参集を求め、開催する。
- (2) 研究会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (3) 研究会の庶務は、厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課において行う。

## 3. 参集者

別紙のとおり

## 4. 開催時期

平成18年7月～

## 5. 検討事項

- (1) 中小企業に対する雇用支援策の強化
- (2) 中小企業における経済的負担の調整の実施
- (3) その他

## 福祉、教育等との連携による障害者の就労支援の推進に関する研究会開催要綱

### 1. 趣旨

障害者自立支援法の制定により、授産施設等の福祉施設や作業所が機能別に再編成され、福祉的就労から一般雇用への移行が促進されることとなり、また、教育の分野においては、個別の教育支援計画の策定に当たり地域における福祉施設等や労働関係機関と連携した支援体制の整備が求められている。

このような中で、雇用の分野においても、障害保健福祉施策、教育施策と有機的な連携を深めながら、障害者の一般雇用への移行等を促進するための施策を講じていくことが急務となっている。

一般雇用への移行を希望する障害者の就労支援については、従来から、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関が担うとともに、昨年10月からは職場適応援助者助成金が創設されジョブコーチ支援実施機関や事業所における支援も開始されたところであるが、一般雇用への移行を希望する障害者が今後増大することが予想される中で、各分野の連携による支援の現状及び連携のための課題を整理するとともに、就労支援機関の今後の在り方、障害者の就労支援を担う人材の分野横断的な育成・確保、職業リハビリテーションの体系の整理等について幅広い見地から検討することが必要となっている。

このため、関係者の参画する研究会を設け、福祉、教育等との連携による障害者の就労支援の推進に関して検討を行うこととする。

### 2. 研究会の運営

- (1) 研究会は、厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長が、学識経験者、障害者就労支援実務関係者、障害者団体関係者、労働者団体関係者及び使用者団体関係者の参集を求め、開催する。
- (2) 研究会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (3) 研究会の庶務は、厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課において行う。

### 3. 参集者

別紙のとおり

### 4. 開催期間

平成18年7月～

### 5. 検討事項

- (1) 福祉、教育等との連携による就労支援の効果的な実施
- (2) 就労支援機関の今後の在り方
- (3) 就労支援を担う人材の分野横断的な育成及び確保
- (4) 職業リハビリテーションの体系の整理
- (5) その他